

障発第0331032号
平成21年3月31日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、
設備及び運営に関する基準について」の一部改正について

標記の平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成21年4月1日から適用することとしたので通知する。

新旧対照表

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業所等の人員、設備及び運営に関する基準について
(平成18年12月6日付け障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)(抄)

(下線の部分は改正部分)

改正後	現 行
<p>第一 ～ 第二 (略)</p> <p>第三 居宅介護、重度訪問介護及び行動援護</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) サービス提供責任者(基準第5条第2項)</p> <p>① 配置の基準</p> <p><u>ア 事業の規模に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としなければならないこととしているが、管理者がサービス提供責任者を兼務することは差し支えないこと。なお、これについては、最小限必要な員数として定められたものであり、業務の実態に応じて必要な員数を配置するものとする。</u></p> <p>また、サービス提供責任者の配置の基準は、次のいずれかに該当する員数を置くこととする。</p> <p><u>a</u> 当該事業所の月間の延べサービス提供時間(事業所における待機時間や移動時間を除く。)が450時間又はその端数を増すごとに1人以上</p> <p><u>b</u> 当該事業所の従業者の数が10人又はその端数を増すごとに1人以上</p> <p>したがって、例えば、常勤割合が比較的高いなど、従業者1人当たりのサービス提供時間が多い場合は、月間の延べサービス提供時間が450時間を超えていても、従業者の数が10人以下であれば、<u>b</u>の基準によりサービス提供責任者は1人で足りることとなる。</p>	<p>第一 ～ 第二 (略)</p> <p>第三 居宅介護、重度訪問介護及び行動援護</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) サービス提供責任者(基準第5条第2項)</p> <p>① 配置の基準</p> <p>事業の規模に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としなければならないこととしているが、管理者がサービス提供責任者を兼務することは差し支えないこと。</p> <p>また、サービス提供責任者の配置の基準は、次のいずれかに該当する員数を置くこととする。</p> <p><u>ア</u> 当該事業所の月間の延べサービス提供時間(事業所における待機時間や移動時間を除く。)が概ね450時間又はその端数を増すごとに1人以上</p> <p><u>イ</u> 当該事業所の従業者の数が10人又はその端数を増すごとに1人以上</p> <p>したがって、例えば、常勤割合が比較的高いなど、従業者1人当たりのサービス提供時間が多い場合は、月間の延べサービス提供時間が450時間を超えていても、従業者の数が10人以下であれば、<u>イ</u>の基準によりサービス提供責任者は1人で足りることとなる。</p>

(例) 常勤職員 4 人で、そのサービス提供時間が合わせて 320 時間、非常勤職員が 6 人で、そのサービス提供時間が合わせて 200 時間である場合、当該事業所の延べサービス提供時間は 520 時間となるが、b の基準により、配置すべきサービス提供責任者は 1 人で足りることとなる。

イ 事業の規模に応じて常勤換算方法によることができることとされたが、その具体的取扱いは次のとおりとする。なお、サービス提供責任者として配置することができる非常勤職員については、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。）の 2 分の 1 以上に達している者でなければならない。

a ①のアの a 又は b に基づき、1 人を超えるサービス提供責任者を配置しなければならない事業所については、常勤換算方法によることができる。この場合において、配置すべきサービス提供責任者の員数は、常勤換算方法で、当該事業所の月間の延べサービス提供時間を 450 で除して得られた数（小数点第一位に切り上げた数）又は従業者の数を 10 で除して得られた数以上とする。

b a に基づき、常勤換算方法によることとする事業所については、①のアの a 又は b に基づき算出されるサービス提供責任者数から 1 を減じて得られた数以上の常勤のサービス提供責任者を配置するものとする。

c ①のアの a 又は b に基づき、6 人以上のサービス提供責任者を配置しなければならない事業所であって、常勤換算方法によることとする事業所については、①のアの a 又は b に基づき算出されるサービス提供責任者の数に 2 を乗じて 3 で除して得られた数（一の位に切り上げた数）以上の常勤のサービス提供責任者を配置するものとする。

したがって、具体例を示すと別表 1 又は 2 に示す常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者数以上の常勤のサービス提供責任者を配置するものとする。

(例) 常勤職員 4 人で、そのサービス提供時間が合わせて 320 時間、非常勤職員が 6 人で、そのサービス提供時間が合わせて 200 時間である場合、当該事業所の延べサービス提供時間は 520 時間となるが、イ の基準により、配置すべきサービス提供責任者は 1 人で足りることとなる。

②～④ (略)

(3) (略)

(4) 準用(基準第7条)

基準第5条及び第6条については、指定重度訪問介護事業所及び指定行動援護事業所に準用されるものであることから、指定重度訪問介護事業所及び指定行動援護事業所については、(1)から(3)までを参照されたい。(指定重度訪問介護事業所については、(2)の①及び②は除く。)

(5) 指定重度訪問介護事業所の取扱い

① サービス提供責任者の配置の基準

ア 事業の規模に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としなければならないこととしているが、管理者がサービス提供責任者を兼務することは差し支えないこと。なお、これについては、最小限必要な員数として定められたものであり、業務の実態に応じて必要な員数を配置するものとする。

また、サービス提供責任者の配置の基準は、次のいずれかに該当する員数を置くこととする。

a 当該事業所の月間の延べサービス提供時間(事業所における待機時間や移動時間を除く。)が1,000時間又はその端数を増すごとに1人以上

b 当該事業所の従業者の数が20人又はその端数を増すごとに1人以上

c 当該事業所の利用者の数が5人又はその端数を増すごとに1人以上

イ 事業の規模に応じて常勤換算方法によることができることとされたが、その具体的取扱は次のとおりとする。なお、サービス提供責任者として配置することができる非常勤職員については、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められて

②～④ (略)

(3) (略)

(4) 準用(基準第7条)

基準第5条及び第6条については、指定重度訪問介護事業所及び指定行動援護事業所に準用されるものであることから、指定重度訪問介護事業所及び指定行動援護事業所については、(1)から(3)までを参照されたい。

なお、指定重度訪問介護事業所のサービス提供責任者については、(2)の②のAからEまでのうちいずれかに該当する従業者又は当該従業者を確保できないなど、特にやむを得ない事情があると認められる場合には、従業者のうち相当の知識と経験を有する者から選任すること。

いる常勤の従業者が勤務すべき時間数（32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。）の 2 分の 1 以上に達している者でなければならない。

a ①のアの a、b 又は c に基づき、1 人を超えるサービス提供責任者を配置しなければならない事業所については、常勤換算方法によることができる。この場合において、配置すべきサービス提供責任者の員数は、常勤換算方法で、当該事業所の月間の延べサービス提供時間を 1,000 で除して得られた数（小数第一位に切り上げた数）、従業者の数を 20 で除して得られた数（小数点第一位に切り上げた数）又は利用者の数を 5 で除して得られた数（小数点第一位に切り上げた数）以上とする。

b a に基づき、常勤換算方法によることとする事業所については、①のアの a、b 又は c に基づき算出されるサービス提供責任者数から 1 を減じて得られた数以上の常勤のサービス提供責任者を配置するものとする。

c ①のアの a、b 又は c に基づき、6 人以上のサービス提供責任者を配置しなければならない事業所であって、常勤換算方法によることとする事業所については、①のアの a、b 又は c に基づき算出されるサービス提供責任者の数に 2 を乗じて 3 で除して得られた数（一の位に切り上げた数）以上の常勤のサービス提供責任者を配置するものとする。

したがって、具体例を示すと別表 3 から 5 に示す常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者数以上の常勤のサービス提供責任者を配置するものとする。

② サービス提供責任者の資格要件

サービス提供責任者については、（2）の②のアからエまでのいずれかに該当する従業者（当該従業者を確保できないなど、特にやむを得ない事情があると認められる場合には、従業者のうち相当の知識と経験を有する者）から選任すること。

(6) (略)

(7) 人員の特例要件について

① (略)

(5) (略)

(6) 人員の特例要件について

① (略)

② 指定居宅介護事業者が、指定重度訪問介護又は指定行動援護の事業を併せて行う場合の要件

ア 従業者（ホームヘルパー）
（略）

イ サービス提供責任者

当該事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、指定重度訪問介護及び指定行動援護を合わせた事業の規模に応じて1以上で足りるものとする。（同上）

ただし、指定重度訪問介護事業所が指定居宅介護又は指定行動援護の事業を併せて行う場合のサービス提供責任者の配置の基準は、次のいずれかに該当する員数を置くこととする。（同上）

a （2）の①の基準のいずれかに該当する員数

b 指定居宅介護又は指定行動援護について（2）の①の基準のいずれかに該当する員数及び指定重度訪問介護について（5）の①の基準のいずれかに該当する員数を合計した員数（（5）の①のアのbの基準により指定重度訪問介護のサービス提供責任者の員数を算出する場合は、「指定重度訪問介護専従の従業者20人又はその端数を増すごとに1人以上」に読み替えて算出するものとする。この場合において、指定重度訪問介護と指定居宅介護又は指定行動援護の双方に従事する従業者については、（2）の①のアのbの基準を適用し員数を算出した上で、「指定重度訪問介護専従の従業者20人又はその端数を増すごとに1人以上」の基準により算出した員数と合計した員数を配置することとする。）

ウ （略）

2～3 （略）

4 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(1)～(4) （略）

(5) 準用（基準第48条）

① （略）

② 基準該当重度訪問介護及び基準該当行動援護

② 指定居宅介護事業者が、指定重度訪問介護又は指定行動援護の事業を併せて行う場合の要件

ア 従業者（ホームヘルパー）
（略）

イ サービス提供責任者

当該事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、指定重度訪問介護及び指定行動援護を合わせた事業の規模に応じて1以上で足りるものとする。（同上）

ウ （略）

2～3 （略）

4 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(1)～(4) （略）

(5) 準用（基準第48条）

① （略）

② 基準該当行動援護及び基準該当重度訪問介護

指定居宅介護の運営に関する基準のうち第4条第2項及び第3項並びに第9条から第42条（第21条第1項、第22条、第23条第1項、第27条、第32条及び第43条を除く。）並びに基準該当居宅介護に関する基準のうち第44条から第47条までの規定は、重度訪問介護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業に準用されるものであることから、第三の3の（1）から（29）まで（（11）の①、（12）、（13）の①及び（21）を除く。）及び第三の4の（1）から（4）までを参照されたい。

なお、基準該当重度訪問介護事業所のサービス提供責任者については、常勤である必要はないが、指定重度訪問介護における配置に準じて配置することが望ましい。

第四 療養介護

1 人員に関する基準

(1)～(2) (略)

(3) 生活支援員（基準第50条第1項第3号）

① (略)

② 平成24年3月31日までの間は、平成18年10月1日に現に存する指定医療機関が指定療養介護事業所に転換する場合は、①の基準を満たすための人員配置計画を作成した場合に限り、当該指定療養介護事業所に置くべき生活支援員の数は、指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とすること。

③ (略)

(4)～(7) (略)

2 (略)

3 運営に関する基準

(1) 契約支給量の報告等（基準第53条）

① 指定療養介護事業者は、入院又は退院に際しては、支給決定障害者の受給者証に当該事業者及びその事業所の名称、指定療養介護の内容、当該指定療養介護事業者が当該支給決定障害者に提供する月当たりの指定療養介護の提供日数（契約支給量）、契約日等の必要な事項を記載すること。なお、当該契約に係る指定療養

指定居宅介護の運営に関する基準のうち第4条第2項及び第3項並びに第9条から第42条（第21条第1項、第22条、第23条第1項、第27条、第32条及び第43条を除く。）並びに基準該当居宅介護に関する基準のうち第44条から第47条までの規定は、重度訪問介護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業に準用されるものであることから、第三の3の（1）から（29）まで（（11）の①、（12）、（13）の①及び（21）を除く。）及び第三の4の（1）から（4）までを参照されたい。

第四 療養介護

1 人員に関する基準

(1)～(2) (略)

(3) 生活支援員（基準第50条第1項第3号）

① (略)

② 平成21年9月30日までの間は、平成18年10月1日に現に存する指定医療機関が指定療養介護事業所に転換する場合は、①の基準を満たすための人員配置計画を作成した場合に限り、当該指定療養介護事業所に置くべき生活支援員の数は、指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とすること。

③ (略)

(4)～(7) (略)

2 (略)

3 運営に関する基準

(1) 契約支給量の報告等（基準第53条）

① 指定療養介護事業者は、入院又は退院に際しては、支給決定障害者の受給者証に当該事業者及びその事業所の名称、指定療養介護の内容、当該指定療養介護事業者が当該支給決定障害者に提供する月当たりの指定療養介護の提供日数（契約支給量）、契約日等の必要な事項を記載すること。なお、当該契約に係る指定療養

介護の提供が終了した場合にはその年月日を、月途中で終了した場合には当該月で既に提供した指定療養介護の日数を記載することとしたものである。

② 基準第 53 条第 2 項は、指定療養介護事業者は、①の規定による記載をした場合には、遅滞なく市町村に対して、当該記載事項を報告することとしたものである。

(2) サービスの提供の記録（基準第 53 条の 2）

① 基準第 53 条の 2 第 1 項は、利用者及び指定療養介護事業者が、その時点での指定療養介護の利用状況等を把握できるようにするため、指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供した際には、当該療養介護の提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等の利用者に伝達すべき必要な事項についての記録を適切に行うことができる場合においては、これらの事項について後日一括して記録することも差し支えないこととしたものである。

② 利用者の確認

基準第 53 条の 2 第 2 項は、同条第 1 項のサービスの提供の記録について、サービスの提供に係る適切な手続を確保する観点から、利用者の確認を得なければならないこととしたものである。

(3)～(23) (略)

(24) 準用（基準第 76 条）

基準第 9 条、第 11 条、第 12 条、第 14 条から第 17 条まで、第 20 条、第 36 条、第 37 条第 1 項及び第 38 条から第 40 条までの規定は指定療養介護の事業について準用されるものであることから、第三の 3 の (1)、(3) (②を除く。)、(4)、(6)、(7)、(10) 及び (24) から (27) までを参照されたい。

第五～第六 (略)

第七 短期入所

1 事業所の種類

指定短期入所の事業は、次の (1) から (3) までのいずれかによるものとする。

介護の提供が終了した場合にはその年月日を、月途中で終了した場合には当該月で既に提供した指定療養介護の日数を記載することとしたものである。

② 基準第 53 条第 2 項は、指定療養介護事業者は、①の規定による記載をした場合には、遅滞なく市町村に対して、当該記載事項を報告することとしたものである。

(2)～(22) (略)

(23) 準用（基準第 76 条）

基準第 9 条、第 11 条、第 12 条、第 14 条から第 17 条まで、第 19 条、第 20 条、第 36 条、第 37 条第 1 項及び第 38 条から第 40 条までの規定は指定療養介護の事業について準用されるものであることから、第三の 3 の (1)、(3) (②を除く。)、(4)、(6)、(7)、(9)、(10) 及び (24) から (27) までを参照されたい。

第五～第六 (略)

第七 短期入所

1 事業所の種類

指定短期入所の事業は、次の (1) から (3) までのいずれかによるものとする。

(1) 併設事業所

併設事業所とは、指定障害者支援施設、児童福祉施設その他の入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を適切に行うことができる入所施設（以下この第七において「指定障害者支援施設等」という。）に併設され、指定短期入所の事業を行う事業所として当該指定障害者支援施設等と一体的に運営を行う事業所をいう。併設事業所は、従業者の勤務体制を含め、併設される指定障害者支援施設等（以下「併設本体施設」という。）の事業に支障が生じない場合であって、かつ、専ら指定短期入所の用に供される居室において、指定短期入所を提供する場合に限り、実施できるものである。

なお、この場合の「指定障害者支援施設等」には、指定共同生活介護事業所、指定共同生活援助事業所及び指定宿泊型自立訓練事業所は含まれないものとする。

(2)～(3) (略)

2 人員に関する基準

(1) 従業者の員数（基準第 115 条）

① 併設事業所の場合（第 115 条第 1 項）

併設事業所に置くべき従業員の員数は、指定短期入所の利用者の数を、併設本体施設の利用者の数とみなした上で、当該併設本体施設として必要とされる数以上とする。

この場合の「当該併設本体施設として必要とされる数」とは、当該指定障害者支援施設等の指定基準又は最低基準において必要とされる人数をいうものである。

② 空床利用型事業所の場合（第 115 条第 2 項）

(略)

③ (略)

(1) 併設事業所

併設事業所とは、指定障害者支援施設、児童福祉施設その他の入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を適切に行うことができる施設（以下この第七において「指定障害者支援施設等」という。）に併設され、指定短期入所の事業を行う事業所として当該指定障害者支援施設等と一体的に運営を行う事業所をいう。併設事業所は、従業者の勤務体制を含め、併設される指定障害者支援施設等（以下「併設本体施設」という。）の事業に支障が生じない場合であって、かつ、専ら指定短期入所の用に供される居室において、指定短期入所を提供する場合に限り、実施できるものである。

なお、この場合の「指定障害者支援施設等」には、指定共同生活介護事業所及び指定共同生活援助事業所は含まれないものとする。

(2)～(3) (略)

2 人員に関する基準

(1) 従業者の員数（基準第 115 条）

① 併設事業所の場合（第 115 条）

併設事業所に置くべき従業員の員数は、指定短期入所の利用者の数を、併設本体施設の利用者の数とみなした上で、当該併設本体施設として必要とされる数以上とする。

この場合の「当該併設本体施設として必要とされる数」とは、当該指定障害者支援施設等の指定基準又は最低基準において必要とされる人数をいうものであって、例えば、生活介護を行う障害者支援施設であっても、「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 172 号）第 4 条第 1 項第 1 号に掲げる従業者の員数を確保していればよく、「厚生労働大臣が定める施設基準」（平成 18 年厚生労働省告示第 551 号）において配置することとなっている員数までは必要ないこと。

② 空床利用型事業所の場合

(略)

③ (略)

④ 単独型事業所の場合（第 115 条第 3 項）

ア 指定生活介護事業所、指定児童デイサービス事業所、指定共同生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定宿泊型自立訓練事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援 A 型事業所、指定就労継続支援 B 型事業所、指定共同生活援助事業所、特定旧法指定施設（通所によるものに限る、指定知的障害者通勤寮を含む。）又は児童福祉法第 24 条の 2 第 1 項に規定する指定知的障害児施設等（入所によるものを除く。）（以下この④において「指定生活介護事業所等」という。）において指定短期入所の事業（単独型事業所に係るものに限る。）を行う場合は、(i)又は(ii)に掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯に応じそれぞれ(i)又は(ii)に掲げる数とする。

(i) 指定生活介護事業所等において行われる指定生活介護、指定児童デイサービス、指定共同生活介護、指定自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）、指定就労継続支援 A 型、指定就労継続支援 B 型、指定共同生活援助、指定旧法施設支援（通所によるものに限る、指定知的障害者通勤寮によるものを含む。）又は児童福祉法第 24 条の 2 第 1 項に規定する指定施設支援（入所によるものを除く。）のサービス提供時間においては、当該指定生活介護事業所等の利用者の数及び当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上とする。

(ii) 指定生活介護事業所等が指定短期入所の事業を行う時間帯であって、(i)に掲げる時間以外の時間においては、当該日の利用者の数が 6 名以下の場合においては 1 以上の生活支援員又はこれに準ずる従業者を配置することとし、当該日の利用者の数が 7 以上の場合においては、1 に当該日の利用者の数が 6 を超えて 6 又はその端数を増すごとに 1 を

④ 単独型事業所の場合

利用者の数に応じて、適切な指定短期入所の提供を行うために必要な数の生活支援員を配置するものとする。

なお、生活支援員は、常勤かつ専ら当該単独型事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

また、障害の程度が著しく重度の利用者を受け入れる場合等については、他の指定障害福祉サービス事業所等との連携を図りつつ、利用者の状況に応じた適切な指定短期入所の提供が行われるよう、生活支援員のほか、医師及び看護職員も含め、必要な職種に従業者が確保されるよう努めること。

加えて得た数以上とする。

イ 指定生活介護事業所等以外で行われる単独型事業所において指定短期入所の事業を行う場合はアの(ii)を準用する。

ウ ア及びイに掲げる生活支援員又はこれに準ずる従業者を配置した場合であっても、障害の程度が著しく重度の利用者を受け入れる場合等については、他の指定障害福祉サービス事業所等との連携を図りつつ、利用者の状況に応じた適切な指定短期入所の提供が行われるよう、生活支援員のほか、医師及び看護職員も含め、必要な職種の従業者が確保されるよう努めること。

(2) (略)

3 設備に関する基準

(1)～(2) (略)

(3) 単独型事業所の場合(同条第4項)

単独型事業所を設置して指定短期入所を行う場合、その設備の基準は基準第117条第5項のとおりである。

4 運営に関する基準

(1)～(6) (略)

(2) (略)

3 設備に関する基準

(1)～(2) (略)

(3) 単独型事業所の場合

単独型事業所を設置して指定短期入所を行う場合、その設備の基準は次のとおりとする。

① 居室

ア 一の居室の定員は、4人以下とすること。

イ 利用者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き8平方メートル以上とすること。

ウ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

② 食堂

ア 食事の提供に支障がない広さを有すること。

イ 必要な備品を備えること。

③ 浴室 利用者の特性に応じたものであること。

④ 洗面所

ア 居室のある階ごとに設けること。

イ 利用者の特性に応じたものであること。

⑤ 便所

ア 居室のある階ごとに設けること。

イ 利用者の特性に応じたものであること。

4 運営に関する基準

(1)～(6) (略)

(7) 定員の遵守（基準第 124 条）

指定療養介護の場合と同趣旨であるため、第四の 3 の（17）を参照されたい。なお、この場合の指定短期入所事業所が定める利用定員は次のとおりとする。

① 併設事業所の場合

併設事業所が行う指定短期入所の専用の用に供される居室のベッド数

② 空床利用型事業所の場合

指定障害者支援施設等の居室のベッド数

③ 単独型事業所の場合

単独型事業所が行う指定短期入所の専用の用に供される居室のベッド数

(8) 準用（基準第 125 条）

基準第 9 条、第 11 条から第 17 条、第 19 条、第 20 条、第 22 条、第 23 条、第 28 条、第 29 条、第 36 条から第 42 条まで、第 60 条、第 66 条、第 68 条、第 70 条、第 73 条、第 74 条、第 87 条、第 91 条、第 92 条及び第 106 条の規定は、指定短期入所の事業について準用されるものであることから、第三の 3 の（1）、（3）から（7）まで（（3）の②を除く。）、（9）、（10）、（12）、（13）、（17）、（18）及び（24）から（29）まで並びに第四の 3 の（9）、（15）、（17）、（19）、（21）及び（22）並びに第五の 3 の（6）及び（10）並びに第六の 3 の（5）を参照されたい。

第八 重度障害者等包括支援

1～2 （略）

3 運営に関する基準

(1)～(6) （略）

(7) 準用（基準第 136 条）

基準第 9 条から第 21 条まで、第 23 条、第 28 条、第 29 条、第 34 条から第 42 条まで及び第 66 条の規定は、重度障害者等包括支援に準用されるものであることから、第三の 3 の（1）から（11）まで（（3）の②を除く。）、（13）、（17）、（18）及び（23）から（29）まで

(7) 定員の遵守（基準第 124 条）

指定療養介護の場合と同趣旨であるため、第四の 3 の（17）を参照されたい。なお、この場合の指定短期入所事業所が定める利用定員は次のとおりとする。

① 併設事業所の場合

併設事業所が行う指定短期入所の専用の用に供される居室のベッド数

② 空床利用型事業所の場合

指定障害者支援施設等の居室のベッド数

(8) 準用（基準第 125 条）

基準第 9 条、第 11 条から第 17 条、第 19 条、第 20 条、第 23 条、第 28 条、第 29 条、第 36 条から第 42 条まで、第 60 条、第 66 条、第 68 条、第 70 条、第 73 条、第 74 条、第 87 条、第 91 条、第 92 条及び第 106 条の規定は、指定短期入所の事業について準用されるものであることから、第三の 3 の（1）、（3）から（7）まで（（3）の②を除く。）、（9）、（10）、（13）、（17）、（18）及び（24）から（29）まで並びに第四の 3 の（8）、（14）、（16）、（18）、（20）及び（21）並びに第五の 3 の（6）及び（10）並びに第六の 3 の（5）を参照されたい。

第八 重度障害者等包括支援

1～2 （略）

3 運営に関する基準

(1)～(6) （略）

(7) 準用（基準第 136 条）

基準第 9 条から第 21 条まで、第 23 条、第 28 条、第 29 条、第 34 条から第 42 条まで及び第 66 条の規定は、重度障害者等包括支援に準用されるものであることから、第三の 3 の（1）から（11）まで（（3）の②を除く。）、（13）、（17）、（18）及び（23）から（29）まで

並びに第四の3の(15)を参照されたい。

第九 共同生活介護

1 人員に関する基準（基準第138条）

(1)～(3) (略)

(4) サービス管理責任者（基準第138条第1項第3号）

指定共同生活介護事業所におけるサービス管理責任者については、常勤換算方法により、必要な員数の配置が求められるものではないが、サービス管理責任者としての業務を適切に遂行する観点から、必要な勤務時間が確保されている必要があること。

(5)～(6) (略)

2 (略)

3 運営に関する基準

(1)～(2) (略)

(3) 利用者負担額等の受領（基準第143条）

① 利用者負担額の受領等

指定居宅介護の規定と同趣旨であるため、第三の3の(11)の

①、②、④及び⑤を参照されたい。

② その他受領が可能な費用の範囲

基準第143条第3項は、指定共同生活介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定共同生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、

ア 食材料費

イ 家賃

ウ 光熱水費

並びに第四の3の(14)を参照されたい。

九 共同生活介護

1 人員に関する基準（基準第138条）

(1)～(3) (略)

(4) サービス管理責任者（基準第138条第1項第3号）

指定共同生活介護事業所におけるサービス管理責任者については、常勤換算方法により、必要な員数の配置が求められるものではないが、サービス管理責任者としての業務を適切に遂行する観点から、必要な勤務時間が確保されている必要があること。

また、基準附則第17条の規定により、平成21年3月31日までの間、指定共同生活介護事業所の入居定員（一体型共同生活介護事業所又は一体型共同生活援助事業所にあつては、これらの事業所の入居定員の合計）が9人以下の場合については、サービス管理責任者を置かないことができるものであること。この場合、サービス管理責任者が行うべき業務については、指定共同生活介護事業所の管理者が行わなければならないものとする。

(5)～(6) (略)

2 (略)

3 運営に関する基準

(1)～(2) (略)

(3) 利用者負担額等の受領（基準第143条）

① 利用者負担額の受領等

指定居宅介護の規定と同趣旨であるため、第三の3の(11)の

①、②、④及び⑤を参照されたい。

② その他受領が可能な費用の範囲

基準第143条第3項は、指定共同生活介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定共同生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、

ア 食材料費

イ 家賃

ウ 光熱水費

エ 日用品費

オ 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるものの支払を受けることができることとし、介護給付費等の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。

なお、オの具体的な範囲については、別に通知するところによるものとする。

また、入居前の体験的な利用（以下「体験利用」という。）に係る利用者については、利用日数に合わせて按分する等の方法により適切な額の支払いを受けることとする。

(4) 利用者負担額に係る管理（基準第 144 条）

指定共同生活介護事業者は、支給決定障害者が同一の月に、指定共同生活介護以外の指定障害福祉サービスを受けたときは、当該月における利用者負担額合計額を算定しなければならない（ただし、体験利用の場合は、支給決定障害者の依頼を受けて算定する）こととされたが、その具体的な取扱いについては、別に通知するところによるものとする。

(5)～(7) （略）

(8) 運営規程（基準第 149 条）

指定共同生活介護事業所の適正な運営及び利用者に対する適切な指定共同生活介護の提供を確保するため、基準第 149 条第 1 号から第 10 号までに掲げる事項を内容とする運営規程を定めることとしたものである。

① 入居定員（第 3 号）

入居定員とは、ユニットごとの入居定員、共同生活住居ごとの入居定員及び指定共同生活介護事業所が有する共同生活住居の入居定員の合計数をいうものであり、それぞれ運営規程に定めなければならないものであること。

なお、入居定員には体験利用に係る利用者も含むものであるので、今まで使用してない居室等を活用して体験利用を行う場合は、新たに届け出ること。

エ 日用品費

オ 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるものの支払を受けることができることとし、介護給付費等の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。

なお、オの具体的な範囲については、別に通知するところによるものとする。

(4) 利用者負担額に係る管理（基準第 144 条）

指定共同生活介護事業者は、支給決定障害者が同一の月に、指定共同生活介護以外の指定障害福祉サービスを受けたときは、当該月における利用者負担額合計額を算定しなければならないこととされたが、その具体的な取扱いについては、利用者負担額上限額管理通知によるものとする。

(5)～(7) （略）

(8) 運営規程（基準第 149 条）

指定共同生活介護事業所の適正な運営及び利用者に対する適切な指定共同生活介護の提供を確保するため、基準第 149 条第 1 号から第 10 号までに掲げる事項を内容とする運営規程を定めることとしたものである。

① 入居定員（第 3 号）

入居定員とは、ユニットごとの入居定員、共同生活住居ごとの入居定員及び指定共同生活介護事業所が有する共同生活住居の入居定員の合計数をいうものであり、それぞれ運営規程に定めなければならないものであること。

② 指定共同生活介護の内容（第4号）

指定共同生活介護の内容とは、利用者に対する相談援助、入浴、排せつ及び食事等の介護、健康管理、金銭の管理に係る支援、余暇活動の支援、緊急時の対応、就労先又は他の障害福祉サービス事業者等との連絡調整等の日常生活を営む上で必要な支援をいうものであり、体験利用を提供する際には、その旨明記しておくこと。

(9)～(12) (略)

(13) 準用（基準第154条）

基準第9条、第11条、第12条、第14条から第17条まで、第20条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第53条の2、第58条、第60条、第66条、第70条、第73条から第75条まで、第88条、第92条及び第106条の規定は、指定共同生活介護の事業について準用されるものであることから、第三の3の(1)、(3)（②を除く。）、(4)、(6)、(7)、(10)、(13)、(17)及び(24)から(28)まで並びに第四の3の(2)、(7)、(9)、(15)、(19)及び(21)から(23)まで並びに第五の3の(7)並びに第六の3の(5)を参照されたい。

第十 自立訓練（機能訓練）

1 人員に関する基準

(1)～(4) (略)

(5) 準用（基準第157条）

基準第51条については、指定自立訓練（機能訓練）に準用されるものであることから、第四の1の(7)の①を参照されたい。

2～4 (略)

第十一 自立訓練（生活訓練）

1 人員に関する基準

(1)～(4) (略)

(5) 準用（基準第167条）

基準第51条については、指定自立訓練（生活訓練）に準用される

② 指定共同生活介護の内容（第4号）

指定共同生活介護の内容とは、利用者に対する相談援助、入浴、排せつ及び食事等の介護、健康管理、金銭の管理に係る支援、余暇活動の支援、緊急時の対応、就労先又は他の障害福祉サービス事業者等との連絡調整等の日常生活を営む上で必要な支援をいう。

(9)～(12) (略)

(13) 準用（基準第154条）

基準第9条、第11条、第12条、第14条から第17条まで、第19条、第20条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第58条、第60条、第66条、第70条、第73条から第75条まで、第88条、第92条及び第106条の規定は、指定共同生活介護の事業について準用されるものであることから、第三の3の(1)、(3)（②を除く。）、(4)、(6)、(7)、(9)、(10)、(13)、(17)及び(24)から(28)まで並びに第四の3の(6)、(8)、(14)、(18)及び(20)から(22)まで並びに第五の3の(7)並びに第六の3の(5)を参照されたい。

第十 自立訓練（機能訓練）

1 人員に関する基準

(1)～(4) (略)

(5) 準用（基準第157条）

基準第51条については、指定自立訓練（機能訓練）に準用されるものであることから、第四の1の(7)を参照されたい。

2～4 (略)

第十一 自立訓練（生活訓練）

1 人員に関する基準

(1)～(4) (略)

(5) 準用（基準第167条）

基準第51条については、指定自立訓練（生活訓練）に準用される

ものであることから、第四の1の(7)の①を参照されたい。

2 設備に関する基準

- (1) (略)
- (2) (略)

① 居室の定員

ア 精神障害者生活訓練施設及び精神障害者入所授産施設 2人以下

イ ア以外の施設 4人以下(ただし、法施行に伴い廃止された「指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準(平成14年厚生労働省令第81号。以下「旧知的障害者更生施設等基準」という。)」附則第4条に規定する経過措置により居室の定員を「原則として4人以下」としている指定知的障害者通勤寮については、「原則として4人以下」として差し支えないこと。)

② 居室の面積

ア 精神障害者生活訓練施設及び精神障害者入所授産施設 利用者1人当たりの床面積が4.4㎡以上

イ ア以外の施設 利用者1人当たりの床面積が6.6㎡以上(ただし、旧知的障害者更生施設等基準附則第4条に規定する経過措置により、入所者1人当たりの床面積を「3.3㎡以上」としている指定知的障害者通勤寮については、「3.3㎡以上」として差し支えないこと。)

(3) 訓練・作業室等の面積及び数

指定生活介護の場合と同趣旨であるため、第五の2の(2)を参照されたい。

3 運営に関する基準

(削除)

ものであることから、第四の1の(7)を参照されたい。

2 設備に関する基準

- (1) (略)
- (2) (略)

① 居室の定員

ア 精神障害者生活訓練施設及び精神障害者入所授産施設 2人以下

イ ア以外の施設 4人以下

② 居室の面積

ア 精神障害者生活訓練施設及び精神障害者入所授産施設 利用者1人当たりの床面積が4.4㎡以上

イ ア以外の施設 利用者1人当たりの床面積が6.6㎡以上

(3) 訓練・作業室等の面積及び数

指定生活介護の場合と同趣旨であるため、第五の2の(2)を参照されたい。

3 運営に関する基準

(1) 指定宿泊型自立訓練のみを行う指定自立訓練(生活訓練)事業所の場合の特例(基準第169条)

指定宿泊型自立訓練のみを行う指定自立訓練(生活訓練)事業所については、就労のための支援も含め、地域生活への移行を全般にわたり支援する観点から、障害者就業・生活支援センターに併設されているものでなければならないこととしたものである。

ただし、精神障害者生活訓練施設、精神障害者入所授産施設、精

(1) サービスの提供の記録（基準第 169 条の 2）

- ① 基準第 169 条の 2 第 1 項については、指定居宅介護の場合と同趣旨であるため、第三の 3 の (9) の①を参照されたい。
- ② 基準第 169 条の 2 第 2 項については、指定療養介護の場合と同趣旨であるため、第四の 3 の (2) の①を参照されたい。
- ③ 基準第 169 条の 2 第 3 項については、指定療養介護の場合と同趣旨であるため、第四の 3 の (2) の②を参照されたい。

(2) (略)

(3) 準用（基準第 171 条）

- ① 基準第 9 条から第 18 条まで、第 20 条、第 22 条、第 23 条、第 28 条、第 36 条から第 41 条まで、第 57 条から第 60 条まで、第 66 条、第 68 条から第 70 条まで、第 73 から第 75 条、第 86 条から第 89 条まで、第 91 条、第 92 条、第 106 条、第 144 条、第 160 条及び第 161 条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業に準用されることから、第三の 3 の (1)、(3) から (8) まで（(3) の②を除く。）、(10)、(12)、(13)、(17) 及び (24) から (28) まで並びに第四の 3 の (6) から (9) まで（(7) の②中「6 月に 1 回以上」とあるのは、「3 月に 1 回以上」とする。）、(15)、(17)、(19) 及び (21) から (23) まで並びに第五の 3 の (5) から (8) まで及び (10) 並びに第六の 3 の (5) 並びに第九の 3 の (4) 並びに第十の 3 の (2) 及び (3) を参照されたい。

②～③ (略)

4 (略)

神障害者福祉ホーム、知的障害者入所更生施設、知的障害者入所授産施設及び知的障害者通勤寮が指定自立訓練（生活訓練）事業所に転換する場合においては、指定宿泊型自立訓練のみを行う事業所とすることができる（基準附則第 20 条第 1 項）。

したがって、これらの指定自立訓練（生活訓練）事業所以外の事業所が指定宿泊型自立訓練を行う場合は、指定宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）を行う必要がある。

(2) (略)

(3) 準用（基準第 171 条）

- ① 基準第 9 条から第 20 条まで、第 22 条、第 23 条、第 28 条、第 36 条から第 41 条まで、第 57 条から第 60 条まで、第 66 条、第 68 条から第 70 条まで、第 73 から第 75 条、第 86 条から第 89 条まで、第 91 条、第 92 条、第 106 条、第 144 条、第 160 条及び第 161 条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業に準用されることから、第三の 3 の (1)、(3) から (10) まで（(3) の②を除く。）、(12)、(13)、(17) 及び (24) から (28) まで並びに第四の 3 の (5) から (8) まで（(6) の②中「6 月に 1 回以上」とあるのは、「3 月に 1 回以上」とする。）、(14)、(16)、(18) 及び (20) から (22) まで並びに第五の 3 の (5) から (8) まで及び (10) 並びに第六の 3 の (5) 並びに第九の 3 の (4) 並びに第十の 3 の (2) 及び (3) を参照されたい。

②～③ (略)

4 (略)

第十二 就労移行支援

1 人員に関する基準

- (1)～(4) (略)
- (5) 準用（基準第 177 条）

基準第 51 条については、指定就労移行支援に準用されるものであることから、第四の 1 の（7）の①を参照されたい。

2～3 (略)

第十三 就労継続支援 A 型

1 人員に関する基準

- (1)～(2) (略)
- (3) 準用（基準第 177 条）

基準第 51 条については、指定就労継続支援 A 型に準用されるものであることから、第四の 1 の（7）の①を参照されたい。

2～3 (略)

第十四 就労継続支援 B 型

1 人員に関する基準

基準第 51 条及び第 186 条については、指定就労継続支援 B 型に準用されるものであることから、第四の 1 の（7）の①並びに第十三の 1 の（1）及び（2）を参照されたい。

第十五 共同生活援助

1～2 (略)

3 運営に関する基準

- (1)～(2) (略)
- (3) 準用（基準第 213 条）

基準第 9 条、第 11 条、第 12 条、第 14 条から第 17 条まで、第 20 条、第 23 条、第 28 条、第 36 条から第 41 条まで、第 53 条の 2、第 58 条、第 60 条、第 66 条、第 70 条、第 73 条から第 75 条まで、第 88 条、第 92 条、第 106 条、第 141 条から第 146 条まで、第 148 条、第 149 条及び第 151 条から第 153 条までの規定は、指定共同生活援

第十二 就労移行支援

1 人員に関する基準

- (1)～(4) (略)
- (5) 準用（基準第 177 条）

基準第 51 条については、指定就労移行支援に準用されるものであることから、第四の 1 の（7）を参照されたい。

2～3 (略)

第十三 就労移行支援

1 人員に関する基準

- (1)～(2) (略)
- (3) 準用（基準第 177 条）

基準第 51 条については、指定定就労継続支援 A 型に準用されるものであることから、第四の 1 の（7）を参照されたい。

2～3 (略)

第十四 就労継続支援 B 型

1 人員に関する基準

基準第 51 条及び第 186 条については、指定就労継続支援 B 型に準用されるものであることから、第四の 1 の（7）並びに第十三の 1 の（1）及び（2）を参照されたい。

第十五 共同生活援助

1～2 (略)

3 運営に関する基準

- (1)～(2) (略)
- (3) 準用（基準第 213 条）

基準第 9 条、第 11 条、第 12 条、第 14 条から第 17 条まで、第 19 条、第 20 条、第 23 条、第 28 条、第 36 条から第 41 条まで、第 58 条、第 60 条、第 66 条、第 70 条、第 73 条から第 75 条まで、第 88 条、第 92 条、第 106 条、第 141 条から第 146 条まで、第 148 条、第 149 条及び第 151 条から第 153 条までの規定は、指定共同生活援助の

助の事業について準用されるものであることから、第三の三の(1)、(3) (②を除く。)、(4)、(6)、(7)、(10)、(13)、(17)及び(24)から(28)まで並びに第四の三の(2)、(7)、(9)、(15)、(19)及び(21)から(23)まで並びに第五の三の(7)並びに第六の三の(5)並びに第九の三の(1)から(5)まで、(7)、(8)、(10)から(12)までを参照されたい。

第十六～第十七 (略)

第十八 附則

1～6 (略)

7 経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所における従業者の員数に関する特例(基準附則第13条)

基準附則第13条に規定する経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所については、次の要件を満たすものとして都道府県知事が判断した場合において、平成24年3月31日までの間、生活支援員及びサービス管理責任者を配置しないことができるものとする。

(1)～(2) (略)

8 (略)

9 経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所に関する特例(基準附則第15条)

経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所と一体的に行う指定共同生活援助事業所については、経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所の経過措置期間と同様、平成24年3月31日までの間、サービス管理責任者を置かないことができることとし、第213条において準用する第58条の規定に基づく共同生活援助計画の作成義務は課さないこととしたものである。

また、当該経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所の管理者は、第213条において準用する第66条に掲げる業務のほか、第146条に掲げるサービス管理責任者の業務を行うものとする。

10 (略)

11 削除

事業について準用されるものであることから、第三の三の(1)、(3) (②を除く。)、(4)、(6)、(7)、(9)、(10)、(13)、(17)及び(24)から(28)まで並びに第四の三の(6)、(8)、(14)、(18)及び(20)から(22)まで並びに第五の三の(7)並びに第六の三の(5)並びに第九の三の(1)から(5)まで、(7)、(8)、(10)から(12)までを参照されたい。

第十六～第十七 (略)

第十八 附則

1～6 (略)

7 経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所における従業者の員数に関する特例(基準附則第13条)

基準附則第13条に規定する経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所については、次の要件を満たすものとして都道府県知事が判断した場合において、平成21年3月31日までの間、生活支援員及びサービス管理責任者を配置しないことができるものとする。

(1)～(2) (略)

8 (略)

9 経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所に関する特例(基準附則第15条)

経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所と一体的に行う指定共同生活援助事業所については、経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所の経過措置期間と同様、平成21年3月31日までの間、サービス管理責任者を置かないことができることとし、第213条において準用する第58条の規定に基づく共同生活援助計画の作成義務は課さないこととしたものである。

また、当該経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所の管理者は、第213条において準用する第66条に掲げる業務のほか、第146条に掲げるサービス管理責任者の業務を行うものとする。

10 (略)

11 指定共同生活介護事業所等に置くべき従業者に関する特例(基準附

11 (略)

12 指定共同生活介護事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例（基準附則第 18 条の 2）

(1) 指定共同生活介護事業所の利用者のうち、重度訪問介護又は行動援護の対象者であって、区分 4 以上に該当する者が、共同生活住居内において、居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合に限り、平成24年 3 月 31 日までの間、当該利用者については、基準第 147 条第 3 項の規定を適用しないものとする。

(2) 指定共同生活介護事業所の利用者のうち、区分 4 以上に該当する者が、共同生活住居内において、居宅介護（「居宅における身体介護が中心である場合」に限る。）の利用を希望し、次の①及び②の要件のいずれにも該当する場合に限り、平成24年 3 月 31 日までの間、当該利用者については、基準第 147 条第 3 項の規定を適用しないものとする。

① 当該利用者の個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられていること。

② 居宅介護の利用について、市町村が必要と認めること。

(3) 前 2 項の場合、基準第 138 条第 1 項第 2 号に掲げる当該指定共同生活介護事業所に置くべき生活支援員の員数については、当該利用

則第 17 条)

(1) 指定共同生活介護事業所又は指定共同生活援助事業所における共同生活住居の入居定員の合計数が 9 人以下の場合については、平成 21 年 3 月 31 日までの間、サービス管理責任者を置かないことができることとしたものである。なお、この経過措置は、平成 18 年 9 月 30 日において現に存する旧指定共同生活援助事業所及び平成 18 年 10 月 1 日以降新規に開設した指定共同生活介護事業所又は指定共同生活援助事業所のいずれにも適用されるものである。

(2) この場合、当該指定共同生活介護事業所又は指定共同生活援助事業所の管理者は、第 154 条及び第 213 条において準用する第 66 条に掲げる業務のほか、第 58 条に掲げる共同生活介護計画又は共同生活援助計画の作成並びにその他業務を行うこととしたものである。

12 (略)

13 指定共同生活介護事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例（基準附則第 18 条の 2）

(1) 指定共同生活介護事業所の利用者のうち、重度訪問介護又は行動援護の対象者であって、区分 4 以上に該当する者が、共同生活住居内において、居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合に限り、平成21年 3 月 31 日までの間、当該利用者については、基準第 147 条第 3 項の規定を適用しないものとする。

(2) 指定共同生活介護事業所の利用者のうち、区分 4 以上に該当する者が、共同生活住居内において、居宅介護（「居宅における身体介護が中心である場合」に限る。）の利用を希望し、次の①及び②の要件のいずれにも該当する場合に限り、平成21年 3 月 31 日までの間、当該利用者については、基準第 147 条第 3 項の規定を適用しないものとする。

① 当該利用者の個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられていること。

② 居宅介護の利用について、市町村が必要と認めること。

(3) 前 2 項の場合、基準第 138 条第 1 項第 2 号に掲げる当該指定共同生活介護事業所に置くべき生活支援員の員数については、当該利用

者の数を2分の1として算定するものとする。

13 (略)

者を除き、適用するものとする。

14 (略)